

一般社団法人岐阜北法人会 公式WEBサイト広告取扱要綱

[規約条項]

第1条（趣旨）

この要綱は、一般社団法人岐阜北法人会（以下「本会」という。）の公式WEBサイト「www.gifukita.com」（以下「WEBサイト」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（会員および非会員の定義）

本会における会員とは定款第6条の規定によるものとし、該当しない者は非会員とする。

第3条（広告に関する基本的な考え方）

広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第4条（広告の範囲）

広告の内容の範囲は、バナー広告の内容、バナー広告のデザイン及びリンク先WEBサイトとする。

第5条（広告の対象）

広告内容が、次の各号のいずれかに該当するときは掲載しない。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）政治性のあるもの
- （4）宗教性のあるもの
- （5）社会問題についての主義主張
- （6）個人の名刺広告
- （7）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- （8）その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると総務委員長および広報委員長もしくは管轄支部長が認めるもの

2. 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に定める基準による。

第6条（規制業種又は事業者）

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規

定される業種

- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他総務委員長および広報委員長もしくは管轄支部長が不適當であると認めるもの

第7条（バナー広告の規格）

バナー広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 50ピクセル
- (2) 横 140ピクセル
- (3) 容量 10キロバイト以内
- (4) データ形式 GIFまたはJPEG形式(ただし、アニメーション形式は不可。)

第8条（バナー広告の掲載場所等）

バナー広告の掲載場所は、WEBサイトのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、広報委員長が決定するものとする。

2. 総務委員長は、第1項の掲載場所に不足が生じたとき、またはバナー広告の掲載場所を追加して設ける必要があると判断したときは、新たにバナー広告掲載場所を設けることができる。

第9条（バナー広告の掲載期間）

バナー広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、10月1日より翌年9月30日までの1年単位とする。

2. バナー広告の掲載開始日にかかわらず、毎年9月30日をもって掲載期間は終了とする。
3. 前項の規定にかかわらず、総務委員長および広報委員長もしくは管轄支部長が許可した場合は再掲載を妨げない。
4. 掲載期間には、維持管理等のためWEBサイトの公開を停止する期間を含むものとする。

第10条（バナー広告の開始日等）

バナー広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は毎年9月30日とする。ただし、該当日が本会の定める休業日であった場合、本会とバナー広告主が協議の上、決定するものとする。

第11条（バナー広告掲載の申込及び決定）

WEBサイトにバナー広告を掲載しようとする者（以下「バナー広告主」という。）は、WEBサイトバナー広告掲載申込書にバナー広告データを添付して本会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

2. 事務局は、前項の申込書の提出を受けたときは、総務委員長および広報委員長もしくは管轄支部長とバナー広告の掲載の適否を決定し、その結果をバナー広告主に通知するものとする。

第12条（バナー広告の掲載料金）

バナー広告の掲載料金は、1枠当たり本会の会員は月額2,000円＋消費税、非会員は月額4,000円＋消費税とする。

2. 広告掲載日から毎年9月30日までの間の広告掲載料は無料とする。ただし、無料期間内に解約の場合は広告掲載日より解約日まで所定の料金を負担するものとする。

第13条（バナー広告掲載料金の納付）

1. バナー広告の掲載料金は前納を原則とし、広告主は本会が指定する支払方法により期日までに掲載料金を一括して納入するものとする。

2. 広告掲載料金の契約期間は掲載開始日より毎年9月30日までとし、最長で12ヶ月分とする。

第14条（バナー広告掲載の取り下げ）

バナー広告主は、自己の都合により、当該バナー広告の掲載を取り下げることができる。

2. バナー広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により事務局に申し出なければならない。

3. 広告掲載開始日以降において、第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合は、バナー広告主へ納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。

第15条（バナー広告掲載料金の返還）

バナー広告の掲載料金は、原則返還しない。ただし、本会の都合によりバナー広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

2. 本会は、24時間を超えてWEBサイトの運営を停止した場合は、広告を掲載しなかった日数に応じて、日割りにより計算した納付済みの広告掲載料をバナー広告主に返還するものとする。ただし、次の各号に掲げる事由によりWEBサイトの運営を一時停止した場合は、納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。

（1）機器等の保守又は障害への対応

（2）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3. 第2項の事由に関わらず、一時停止の時間が48時間を超える場合は、第2項の規定に準じて広告掲載料を返還するものとする。

4. 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

第16条（バナー広告内容の変更）

バナー広告主は、当該広告の掲載期間内であっても、1 枠当たり 2,000 円（消費税および地方消費税は含まない。）で内容を変更することができる。

2. 前項の場合には、第 7 条及び第 8 条及び第 11 条の規定を準用する。

3. 変更料金は前納を原則とし、広告主は本会が指定する支払方法により期日までに変更料金を一括して納入するものとする。

第 17 条（リンク先の URL の変更）

バナー広告主が当該バナー広告のリンク先の URL のみを変更するときは、変更しようとする日から起算して 7 日（本会の休日を除く。）前までに、事務局に届け出るものとする。

2. 前項の場合には、第 11 条の規定を準用する。

第 18 条（庶務）

本件の庶務は、事務局において処理する。

第 19 条（指定バナー広告取扱業者の選任と責務）

本件に関する一切の業務は本会の指名する指定代理店に委託する。

2. 指定代理店は、本会の定める規約等を遵守し、職務を忠実に履行する責務を負う。

第 20 条（バナー広告主の責務）

バナー広告主は、広告内容等、その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2. 閲覧者がバナー広告主のウェブサイトを開覧することにより、ウイルス等の被害を受けたり、バナー広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、バナー広告主の責任で速やかに対処するものとする。

第 21 条（補則）

本要綱に定めのないものについては、バナー広告主と事務局が協議の上、決定するものとする。

2. 本要綱は平成 25 年 10 月 1 日より適用する。

<岐阜北法人会バナー広告掲載のメリット>

①自社の宣伝ができる

②費用が安い

③「岐阜北法人会」という信用団体を使って広告ができる

④自社HPのSEO対策ができる

⑤幅広いネットユーザーが閲覧

⑥長期の掲載で認知度がアップ

⑦大まかな会員企業が分かる